

「協働指針」策定の趣旨

近年の高度化・多様化する市民ニーズに対応した、きめの細かいサービスを提供するためには、NPOやボランティアといった市民活動団体と行政とが協働していくことが必要である。

大阪市では、市政運営の基本的考え方に「協働」を掲げ、さまざまな協働事業に取り組んでいるが、行政内において市民活動団体と協働することに対する共通の理念や意義、協働事業を行う際の統一したルールがないことから、各部局で市民活動団体に対する考え方や対応に差異が生じ、結果として各部局における協働事業の実施にも格差が生じている。

そこで、大阪市における協働の意義や原則といった基本的な考え方を示し、市職員の協働に対する意識の醸成はもちろんのこと、市民活動団体と行政との協働への認識を、市民と行政が共有することを目的として、この「**大阪市協働指針【基本編】**」を策定する。

「協働」とはなにか

「協働」とは、経験や立場、情報源の異なる者が、共通の目標に向けて各々の能力や労力、資源などを出し合い、対等な立場で協力して取り組むこと。

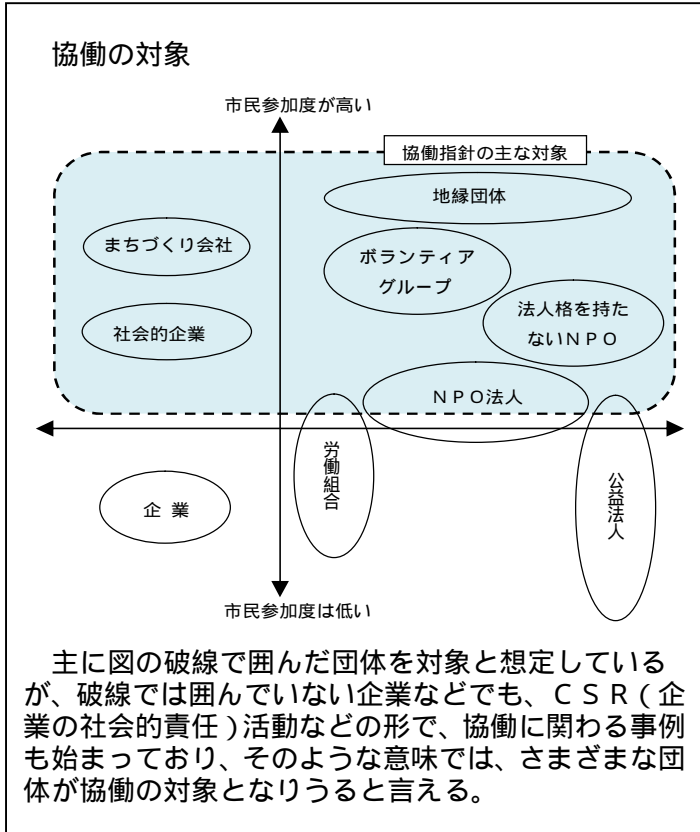
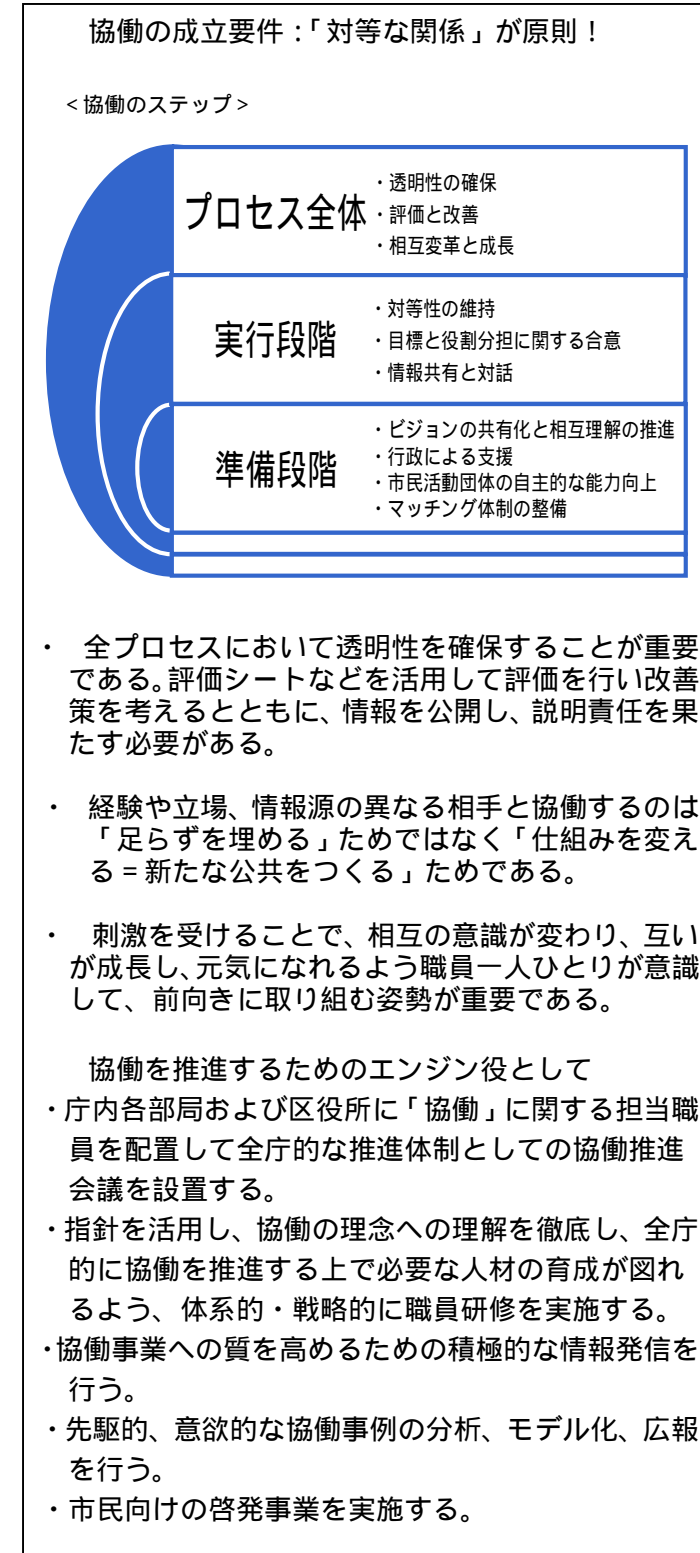
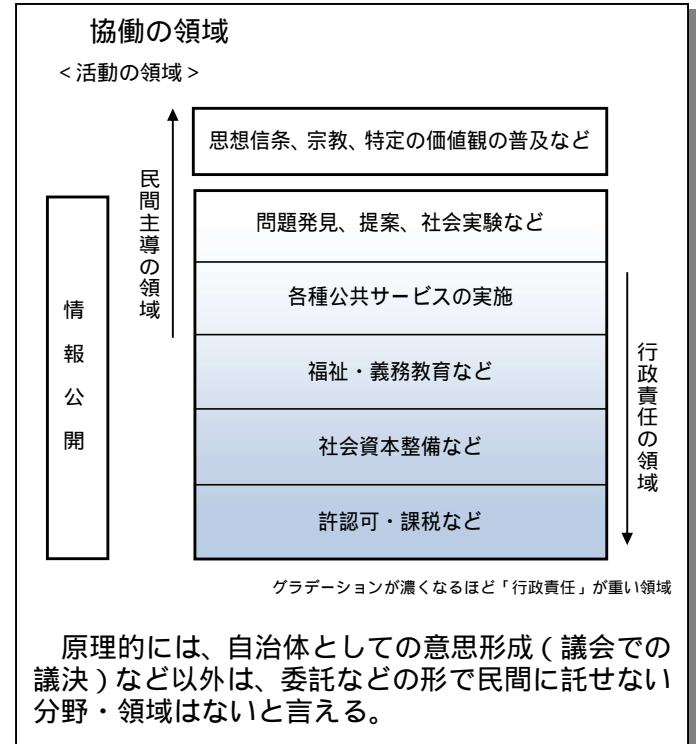
なぜ「協働」が必要なのか

- ・「新たな公共」の構築。
- ・住民自治が高まり、「市民主体のまちづくり」につながる。
- ・公共サービス展開の活力が向上し、効率性・生産性が高まる。

「協働」と既存の施策との違い

従来の「外注」は、行政で取り組まれてきた施策を、民間企業や非営利団体に委託するものであり、仕様書の設定などの委託内容は行政が決め、外注先は、いわば行政の下請け的な関係となる。

これに対して「協働」は、市民活動団体と行政が対等な立場で、共に主体的に事業を進めるもので、その内容や展開方法を両者の話し合いの中でまとめていくことが大切である。



協働の意義

【市民活動団体にとって】

一つの団体だけでは情報発信力や実行力が限られているが、行政との協働で施策の一部に参画していくことで、社会的な課題として広く認知され、より多くの資源（人材、資金等）を使って取り組むことができる。

【行政にとって】

市民活動団体と協働することによって、地域のニーズや社会状況を速やかに取り入れ潜在的な政策課題が把握でき、公平・平等なサービスを原則とする行政では対応が難しい、多様な市民ニーズに対して、迅速かつきめ細かに対応することができる。

【市民にとって】

協働事業の中で、市民の持っている自助・共助の精神や自治の力を伸ばすことができれば、地域力が高まり、地域全体として課題解決能力（自治能力）が高まる。

【共通の効果】

各主体が成長し、信頼関係と対等なパートナーであるとの相互認識が生まれ、協働の効果が増し、幅の広い質の高いサービスが展開され、地域の魅力や大阪の魅力は格段に高まる。

協働推進にあたっての原則

相互理解による信頼関係の構築と、自主性・自立性や多様性の尊重が重要である。

- ・ 市民活動団体が公正な競争原理と情報公開のもとで委託に参入できる仕組みづくり。
- ・ 特定の団体との契約が既得権化したり、行政の一方的な委託化にならないよう、公募を原則とした仕組みづくり。
- ・ 協働のプロセスと内容が広く市民に公開され、協働の要件を満たせば誰もが協働関係に参画できる機会の創設。
- ・ 行政施策の構想・企画立案の段階から、積極的に市民活動団体が参加・参画する仕組みづくり。
- ・ 協働に役立つあらゆる情報を、市民・事業者・市民活動団体に対してわかりやすく提供。
- ・ 市民活動団体を、行政の協働のパートナーとして認識するなど、職員の意識啓発。

今後のステップ：実際に協働を実践するにあたって、【基本編】での考え方を基に、手引書となるような【実践編】の策定を行う必要がある。今後、市の各局・各区の協働推進担当職員も交えて、この【実践編】を具体的に検討していく。

<p>〔検討項目〕</p> <p>協働事業の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の選定、形態の選択、協働相手の選定等 ・ ルール（ガイドライン、情報公開等） ・ P D C A サイクルでの展開 <p>協働の手法（企画形成段階からの協働など）</p>	<p>協働事業の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の仕組み（評価基準、評価シート等） ・ 評価委員会（第三者委員会）の設置 ・ 評価の公表（協働白書）・活用（見直し） 	<p>協働推進の体制</p> <p>協働事例集</p> <p>Q & A など</p>
---	---	---